

児発第 299 号通知⑤

～第二段階の例外的使途範囲～

1.条件

第 299 号通知本文 1 運営費の使途範囲 (4) は「(1) に関わらず、」で始まります。(1) は原則について書かれておりますので (4) が例外であることがわかります。

条件は

- 1 「別表 1 に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、」
 - 2 「(2) の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、」
- と 2 つの条件が示されています。これが第二段階の条件です。

2.例外的使途範囲

上記の条件をみたすものにあつては、

「当該事業を実施する会計年度において、」**「民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表 2 に掲げる経費等に充てることができること。」**とされています。

第二段階の例外的使途範囲は別表 2 に書かれています。

別表 2

1	保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費
2	保育所の土地又は建物の賃借料
3	以上の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出
4	保育所を経営する事業に係る租税公課

またこの文章の中には「運営費を (2) に掲げる経費又は (3) に掲げる積立預金への積立支出に加え、」とあります。第二段階の条件には第一段階の条件を含んでいますので第二段階の条件を満たせば、当然に第一段階の例外的使途範囲の経費にあてることができます。

3.経理処理等

また (4) の後半にはこの例外を行った場合の経理処理や手続について書かれています。

- ① 別表 2 の 3 の「保育所の施設・設備整備のための積立支出については、」資金収支計算書に「保育所施設・設備整備積立預金積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立預金」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うと勘定科目について定められています。
- ② また知事等あてに「この保育所施設・設備整備積立預金を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。」と書かれています。
- ③ 「民改費相当額を別表 2 に掲げる経費等に充当する社会福祉法人については、「社会福祉法人会計基準の制定について」に定める社会福祉法人会計基準に基づいて経理処理を行うこと。」とあります。これも条件ではありますが当然の大前提なので条件のうちに数えないこととします。

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail : h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 : 03-3694-6091

医療事業部 : 村田知生